

生駒市条例第31号

生駒市再開発住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月28日

生駒市長 山下 真

生駒市再開発住宅条例の一部を改正する条例

生駒市再開発住宅条例（平成6年7月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合における再開発住宅への入居資格については、生駒市営住宅条例（平成9年12月生駒市条例第37号。以下「市営住宅条例」という。）第6条第1号から第4号までの規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第6条第2号ア中「令第6条第5項第1号に規定する金額」とあるのは「242,000円」と、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」とあるのは「200,000円」と読み替えるものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

（入居者の募集方法）

第3条の2 市長は、前条第2項の規定により入居させるときは、市営住宅条例第5条の規定に該当する者を入居させる場合を除くほか、市営住宅条例第4条の規定の例により公募するものとする。

第4条中「前条」を「第3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（入居の選考）

第4条の2 市長は、第3条第1項に規定する入居資格を有する者が入居の申込みをした場合において、当該申込みをした者の数が入居させるべき再開発住宅

の戸数を超えるときは、当該申込みをした者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居を許可する者を選考する。

- 2 市長は、第3条第3項に規定する入居資格を有する者が入居の申込みをした場合において、当該申込みをした者の数が入居させるべき再開発住宅の戸数を超えるときは、市営住宅条例第9条の規定の例により入居を許可する者を選考する。

第5条第1項中「前条」を「第4条」に改め、同条第3項中「必要としないこととし、又は同項第2号に規定する敷金の徴収の猶予をすることができる」を「必要としないことができる」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 入居者は、前項の規定により通知された入居可能日から1月以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 第5条の次に次の1条を加える。

(同居の承認)

第5条の2 再開発住宅の入居者は、当該再開発住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第10条第1項中「明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日」を「第25条第1項の規定により明渡しの請求をした場合にあつては、当該明渡しの請求をした日」に改める。

第11条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、第8条各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

第15条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

第15条の2第3項中「第11条第2項及び第3項」を「第11条第3項及び第4項」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(迷惑行為の禁止)

第16条の2 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第21条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による収入の報告の方法については、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条の規定の例による。

第21条に次の2項を加える。

3 市長は、第1項の規定による収入の報告により、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

第22条第1項の表中

200,000円を超え242,000円以下の場合	を
242,000円を超える場合	

200,000 円を超え 242,000 円以下（入居者が身体障害者である場合その他の公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。）第 6 条第 4 項で定める場合にあつては、242,000 円を超え 268,000 円以下）の場合

242,000 円（入居者が身体障害者である場合その他の令第 6 条第 4 項で定める場合にあつては、268,000 円）を超える場合

に改め、同条第

2 項中「公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）」を「令」に改める。

第 25 条第 1 項第 5 号中「第 17 条」を「第 16 条の 2」に改め、同条第 2 項中「請求を受けた翌日」を「請求の日の翌日」に改める。

第 29 条第 1 項中「第 3 条第 3 項」を「第 3 条第 4 項、第 5 条の 2 第 2 項」に、「第 15 条第 4 項」を「第 15 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。